

4-6 防災まちづくり方針

(1) 基本的考え方

将来の姿に『風情あるまち並みと防災性が両立した安全なまち』を掲げています。

- 防災まちづくり方針では、これを実現することを目標として、区民等と区の協働による防災まちづくりを進め、建築物の耐震化・不燃化、延焼遮断帯^{*}の形成、細街路^{*}拡幅整備等により、燃えない、壊れないまちの形成を進めます。
- 局所的な豪雨などによる水害対策として、東京都が実施する河川改修や下水道など治水の中心となる施設の整備とともに、雨水貯留浸透施設^{*}の整備を進め、水害に強いまちづくりを進めます。

方針の構成概要

- 1) 災害に強いまちづくりの推進 … 建築物の耐震化・不燃化、地域社会の力を生かした防災まちづくりの推進、延焼遮断帯の形成、木造住宅が密集する市街地の改善 など
- 2) 災害時の避難対策の推進 …… 避難所等の機能の充実、無電柱化^{*}、大規模な民間施設や再開発における防災まちづくりへの協力の誘導
- 3) 総合的な治水・雨水対策の推進 … 河川の治水対策、雨水流出抑制対策 など



延焼遮断帯の形成（不忍通り）

(2) 防災まちづくり方針

1) 災害に強いまちづくりの推進

- 近い将来、首都直下地震の発生が予想されていることを踏まえて、計画的な震災対策を進めるとともに、重点的な施策展開や緊急的・応急的な措置の推進に努めます。
- 主要幹線道路や生活幹線道路の整備に努めるとともに、沿道の建築物の耐震化・不燃化を進め、市街地の火災の延焼を防止する延焼遮断帯^{*}を形成し、避難路^{*}や物資輸送路としての機能の確保を進めます。また、避難する人々の安全を確保するため、看板、広告塔、ビルのガラスなどについて落下防止対策を誘導します。
- 「文京区耐震改修促進計画」に基づく防災上重要な公共の建築物は、耐震診断の実施状況を公表するとともに、耐震化を進めます。学校・病院などの多数の人が利用する建築物については、重点的に耐震診断・耐震改修を誘導します。
- 建築物の耐震化・不燃化の支援を図りながら、市街地の不燃空間^{*}の形成を促進するとともに、区民防災組織^{*}やボランティアなど地域社会の力を活用し、区民等と区が協働して防災まちづくりを進めます。
- 崖・擁壁、ブロック塀等が震災時に倒壊した場合、消防や救助活動に支障をきたすおそれがあります。このため、構造物の強化や倒壊危険箇所の改善などの安全対策を誘導します。
- 木造住宅が密集する都市基盤の未整備な住宅市街地や、東京都の防災都市づくり推進計画^{*}の整備地域に指定されている地域では、建築物の建替えや耐震改修による耐震化・不燃化、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある細街路^{*}の拡幅整備などを促進します。



耐震化された公共の建築物
(第九中学校)



木造住宅密集市街地整備促進事業^{*}による
広場整備 (西林ひろば)

2) 災害時の避難対策の推進

- 災害時の大学や企業・団体との連携や相互協力に関する協定などにより、災害応急対策の協力体制の強化に努めます。さらに、避難所^{*}や避難場所^{*}などが災害時に十分対応できるよう、東京都と連携を図りながら機能の充実に努めます。また、高齢者や障害者など災害時要援護者^{*}をはじめ誰もが安全に避難できる環境整備に努めます。
- 電柱の倒壊によるライフライン^{*}や避難路^{*}の障害の軽減のため、主要幹線道路などにおいては、無電柱化^{*}を進めます。
- 大規模敷地を有する民間施設、大規模な再開発などにおいて、防災備蓄倉庫や広場などの設置により、区内及び周辺の帰宅困難者^{*}なども一時的に避難・待機できるような機能の確保や防災まちづくりへの協力を誘導します。
- 一定規模以上の高層の建築物については、震災時における円滑な避難のための対策や、被災後の屋内において生活の継続を可能とするための機能の確保を誘導します。

3) 総合的な治水・雨水対策の推進

- 東京都が実施する神田川の改修事業や下水道整備事業などと連携し、治水対策を進めます。
- 道路、公園その他の公共施設敷地内の透水性舗装^{*}や雨水浸透ますなど雨水貯留浸透施設^{*}の設置をさらに促進するとともに、民有地における雨水貯留浸透施設の設置の指導など、区内全域を対象に雨水流出抑制対策を積極的に進めます。
- 雨量、河川の水位、過去の浸水情報、水害ハザードマップ^{*}の公表などにより、区民が防災意識を高めるための啓発を進めます。



防災訓練



避難場所（小石川植物園）

図4-7 防災まちづくり方針図

